

議第7号

岐阜県教育委員会公告式規則の制定について

岐阜県教育委員会公告式規則を次のように定めるものとする。

令和8年3月19日提出

岐阜県教育委員会  
教育長 堀 貴 雄

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第15条第2項の規定による教育委員会規則等の公布について、岐阜県公告式条例(昭和25年岐阜県条例第29号)の規定の例によるものとする。

< 関連法令 >

○教育長に対する権限の委任等に関する規則

第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十五条第一項の規定に基づき、教育委員会は、次に掲げる事項及び岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則(平成二十九年岐阜県教育委員会規則第十五号)の規定により知事の補助機関である職員に委任し、又は補助執行させる事務を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

一から十まで 略

十一 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

十二から二十まで 略

2 略

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育委員会規則の制定等)

第十五条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。

2 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程で公表を要するものの公布に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

「岐阜県教育委員会公告式規則」の制定について

1 規則の制定について

(1) 規則の概要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第2項の規定に基づき、教育委員会規則その他教育委員会の定める規程で公表を要するものの公告に関し、必要な事項を定めようとするもの

(2) 施行予定日

令和8年4月1日

2 規則の内容について

岐阜県公告式条例（昭和25年岐阜県条例第29号）の規定の例による旨定める。

＜参考：県公告式条例の規定＞

条項	条例の規定	教育委員会の運用
1条	地方自治法第16条の規定に基く公告式は、この条例の定めるところによる。	
2条	1 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入してその末尾に知事が署名しなければならない。 2 条例の公布は、県公報に掲載してこれを行う。ただし、天災事変等により県公報に掲載して公布することができないときは、県庁前の掲示場及び公衆の見やすい場所に掲示してこれに代えることができる。	教育長が署名
3条	前条の規定は、規則の公布についてこれを準用する。	
4条	告示、訓令等で公布又は公表を必要とするものは、公布又は公表の旨の前文、年月日及び知事名を記入して、第2条第2項の例に準じて県公報に掲載し、若しくは掲示場等に掲示し、又は電磁的措置をとらなければならない。	教育長名を記入
5条	1 第2条の規定は、知事以外の機関の定める規則についてこれを準用する。この場合において、「知事」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。 2 知事以外の機関の定める告示、訓令等で公布又は公表を必要とするものは、公布又は公表の旨の前文、年月日及び当該機関又は当該機関を代表する者の名称又は氏名を記入して、第2条第2項の例に準じて県公報に掲載し、若しくは掲示場等に掲示し、又は電磁的措置をとらなければならない。	

6条	第2条から前条までの規定による条例、規則、告示、訓令、規程等は、それぞれ当該条例、規則、告示、訓令、規程等をもつて特に施行期日を定めることができる。	
7条	<ol style="list-style-type: none"><li>1 県公報は、電磁的方法により不特定多数の者が県公報に掲載すべき事項の情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて規則で定めるものとする。</li><li>2 前項に規定する方法による県公報の発行は、県公報に掲載すべき事項を県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録し、当該ファイルに記録された情報の提供を受けようとする者の求めに応じてその使用に係る電子計算機に県の使用に係る電子計算機から送信し得る状態となつた時に行われるものとする。</li><li>3 第1項の規定にかかわらず、事故その他特別の事情により、同項に規定する方法により県公報を発行することができないとき、又は著しく困難であるときは、これに代えて書面又は電磁的記録をもつて県公報を発行することができる。</li></ol>	

岐阜県教育委員会公告式規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

岐阜県教育委員会

教育長 堀

貴 雄

岐阜県教育委員会規則第 号

岐阜県教育委員会公告式規則

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十五条第二項に規定する教育委員会規則その他教育委員会の定める規程で公表を要するものの公布は、岐阜県公告式条例（昭和二十五年岐阜県条例第二十九号）の規定の例による。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。